

～ 世田谷区からのお知らせ ～

経堂二丁目、三丁目、宮坂三丁目地区が 東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による 「新たな防火規制」区域に指定されます



- 「新たな防火規制」を導入する区域
- 「防火地域」により構造が制限されている地域
- 「準防火地域」により構造が制限されている地域

	1	指 定 前	指 定 後
防火地域内	4 階以上 3 階 2 階 地上 1 階	耐火建築物 準耐火建築物 床面積 100 m²	指定後も規制は変わりません
準防火地域内	4 階以上 3 階 2 階 地上 1 階	耐火建築物 準耐火建築物 防火木造建築物 床面積 500 m² 1,500 m² 防火木造建築物： 木造建築物で外壁・軒裏を防火構造としたもの	4 階以上 3 階 2 階 地上 1 階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 50 m² 500 m² 50 m² 以内の防火木造建築物の附属舎等は建築可

告示日 平成 2 8 年 2 月上旬（予定）

施行日 平成 2 8 年 3 月上旬（予定）

施行日以降に着手する建築行為から適用されます。

【問い合わせ先】経緯・趣旨・規則に関すること：世田谷総合支所街づくり課 電話 03-5432-2872
建築確認申請に関すること：都市整備部建築審査課建築審査 電話 03-5432-2474